

平成25年度第2回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日 時

平成26年2月28日(金) 午後2時00分～4時00分

2 場 所

尼崎市立文化財収蔵庫 講座室

3 出席委員及び欠席委員

出席委員	委員 長	田 中 敏 雄
	副 委 員 長	馬 田 綾 子
	委 員	大 場 修
	委 員	伊 達 仁 美
欠席委員	委 員	坂 井 秀 弥

4 出席した事務局職員

社会教育部長	宮 原 久 弥
歴博・文化財担当課長	益 田 日 吉
歴博・文化財担当係長	楞 野 一 裕
歴博・文化財担当主任	伏 谷 優 子

5 議 事 等

議事1「平成25年度尼崎市指定文化財候補物件の調査について」

調査を行う候補物件の概要等の確認

- ・事務局が概要と調査用資料の概略・構成を説明。
- ・候補物件「寺岡家文書」の内容に関わる浜田村・大島村と用水路の位置を『尼崎市史』の図で確認。

実物調査（各古文書の調査・検討）

(1)「寺岡家文書」「細川高国奉行人奉書」の調査

事務局から読み・釈文を説明。委員実見。

(2)「寺岡家文書」「三好範長（長慶）禁制」の調査

事務局から読み・釈文・三好範長の名乗りと花押の変遷、同年代発給文書等を説明、委員実見、質疑応答により花押、宛先等の検討。

- ・三好範長（長慶）の花押は、表具の際に紙の繊維がよれたまま裏打ちされて筆線に切れやゆがみが生じているが、同年代に発給された大山崎あての禁制の花押が同じ形であることから、同時期の三好範長の発給文書と判断できる。（事務局）
- ・文書右下部分に大きな欠失部分があること、「濱田村」と判読が困難なもう一行の宛先の書き出し位置が不自然に見える点、年号部分に不自然な墨継ぎが見られることから、江戸時代の初期に宛先を切り取り地域名を書き入れるなどの改変が加えられた可能性を指摘できる。古文書ではしばしば宛先に先祖の名や地域名を入れる改変が見られるが、本文書に手が加えられたとしても江戸時代の初期と見られ、その後地域の文書として長く大切に伝えられたものである。花押の確認により天文11年発給の三好範長文書であることが判明しており、後に宛先に手が加えられたとしても、文言や内容が大きく書き換えられたわけではなく、当文書の資料的価値が失われるものではない。（委員）

- ・宛先を切り取って書き換えるなどの改変を行う意味は何か。政治的な理由か。(委員)
- ・江戸時代初期に自分の家の先祖やその地域を顕彰する意味が考えられる。(委員)
- ・禁制の内容も軍勢の乱行や竹木の伐採、放火を禁ずるといような一般的な内容ではなく、元来、村落宛に出されたものではない可能性がある。(事務局)
- ・禁制でありながら三番目の条は禁止事項ではなく、「雑子銭」を「御園次」にするという意味も不明である。(委員)
- ・「濱田村」と村名が見える右の大きく破れた位置にはどのような文字が書かれていた可能性があるのか。(委員)
- ・浜田村など村名の右には「摂津国」などが書かれていた可能性がある。(事務局)
- ・この位置に国名など宛先を書くのが一般的か。(委員)
- ・書かれている場合とない場合がある。(事務局)

(3) 「寺岡家文書」「石田三成掟書」の調査

事務局から読み・釈文・石田三成花押の比較文書を説明。委員実見、文中の「京升」と太閤検地について質疑応答と検討。

- ・文中の「京升」について、京枅は当時この地域でも普及していたのか。(委員)
- ・文書の内容は太閤検地に関わるもので、秀吉は検地の枅の大きさを定めた。大きさは畿内に普及していた京枅にあたる。(事務局・委員)
- ・天正10年以降太閤検地が始まるが、尼崎市域に残る最も古いものは文禄3年の検地帳である。天正期の検地帳は残っていないが、当文書の内容から天正17年には浜田ではすでに検地が行われていたことがわかる。(事務局)
- ・天正期に遡る検地帳は丹後などにはあるが、多くない。(委員)

(4) 「寺岡家文書」「増田長盛折紙」の調査

事務局から読み(委員からの指摘により修正)・釈文・類似した内容の比較文書を説明。委員実見。

(5) 「豊臣秀吉朱印状(建部寿得軒他二名宛)」の調査

事務局から読み・釈文・秀吉の年譜・影写本、同じ宛名の文書等比較資料・田辺文書の伝来状況を説明。委員実見、文中の「松茸」、文意、宛名の敬称について質疑応答、検討。

- ・文中に見える「松茸 二百本」の産地について(質問・意見等)。(委員)
- ・献上した三名のうち田辺与左衛門は丹波氷上郡内に替地をもらうなどしているので、その関わりがあるかもしれない。(事務局)
- ・文末の「なお、中江式部大輔木下半介申すべく候なり」はどのような意味か。(委員)
- ・中江式部大輔、木下半介が添状で詳しく申し述べるという意味。礼状の場合には、主君として謝意を伝え、詳しいことは家来が添状を以って述べるという形式がある。(事務局)
- ・三名の宛名のうち、長束藤蔵と田辺与左衛門入道は「とのへ」と書かれているが、建部寿得軒には「とのへ」と書かれていないのはなぜか。(委員)
- ・「軒」に敬意を含むのかもしれないが、同じ三人連名の宛名の文書で、「寿得」と呼び捨てとなっているものがあり、理由は明確でない。当時の文書では差出人より宛名の人物の地位が低い場合に「とのへ」と仮名をくずして連書きしたような文字表記を用いたと言われており、秀吉から見れば宛名の三人はいずれもかなり低い立場にある。(事務局)
- ・寿得は法名であり、実名「高光」は、建部氏が江戸時代に襲封した林田藩の家譜に見える

もので、同時代史料には見られない。また、事典類では「寿徳」としているが、文書には「得」の字を用いており、文書名は原典どおり「寿得軒」とした。(事務局)

実物調査に引き続き、候補物件についての審議、資料名称と資料概要の表現等を検討。

(1) 「豊臣秀吉朱印状(建部寿得軒他二名宛)」の資料名称について

- ・「豊臣秀吉朱印状」については括弧書きで文書の宛先を記載しているが、「寺岡家文書」は記載していない。古文書の指定の場合に名称に宛先も表記するのか。(委員)
- ・尼崎市所蔵資料名をそのまま表記した。収蔵資料には別に豊臣秀吉朱印状があるため、区別のために名称に宛名を入れた。今後指定候補物件として別の「豊臣秀吉朱印状」がある可能性もあり、区別できるように宛名を入れておいた方がよいのではないかと思う。文書名の付け方に整合性がないということであれば、検討をお願いしたい。(事務局)
- ・国指定重要文化財でも名称の付け方は統一されていない。尼崎市では今後秀吉朱印状のような同名文書の多いものは宛名を入れて区別を図るとしてもよいが、室町幕府奉行人奉書のように、宛名までの表記はなじまない文書もある。(委員)
- ・寺岡家文書「細川高国奉行人奉書」の場合は、複数いる奉行人のうち斎藤貞船が出した文書であることを明示した文書名の方が適切である。(委員)
- ・これまでの尼崎市指定文化財の古文書では、宛名を名称に括弧書きで付けた例として、「日蓮書状(乙御前母御書)」がある。(事務局)
- ・尼崎市指定文化財の名称では、前例もあることであり、同名文書が多数存在することが予測される場合には区別のために宛名を資料名に表記することとしてよいと思う。(委員)

(2) 資料概要の説明文の不明瞭な点についての確認と修正意見

- ・「寺岡家文書」の説明文の中で地域の表記、「豊臣秀吉朱印状(建部寿得軒他二名宛)」の説明文中、主語が省かれている箇所がわかりにくい。(委員)

(3) 「豊臣秀吉朱印状(建部寿得軒他二名宛)」の概要説明文に書かれた田辺文書(影写本)の画像比較と新たな知見の表現について

- ・東京大学史料編纂所にある影写本の画像を入手して比較したのか経緯を確認したい。(委員)
- ・田辺氏の子孫の方が「豊臣秀吉朱印状(建部寿得軒他二名宛)」の閲覧に来られた際に、持参された東京大学史料編纂所所蔵の「田辺文書」の影写本の画像と比較検討を行い、本文書が影写本の原文書と判明した。本文書が「田辺文書」として伝来していたこと、三名宛にそれぞれ発給したと推測していた朱印状が1通のみの発給であったことなどが明らかになった。(事務局)
- ・可能であれば画像を直接入手して比較した方がよい。(委員)
- ・インターネットでは当該文書の画像は公開されていないとのことだが、原文書を所有しているのであり、その調査研究のためであれば画像写真の入手が可能であると思う。(委員)
- ・この経緯は概要説明に入れるのか。(委員)
- ・田辺文書(影写本)の画像との比較で判明した「田辺文書」として伝来したという文書の素性と、1通しかないという点は、資料の文化財的価値を示す意味がある。(委員)
- ・直接、確認すること、その上で文化財的な価値が言い表せるような表現にしたい。(委員)
- ・平成8年に収集した文書を今回指定候補物件にあげる理由として、子孫との連絡が契機となって新たな知見が得られ、文化財的価値が明らかになったことを表現した。(事務局)
- ・事務局で歴史分野担当の委員にご相談しながらまとめていきたい。(事務局)

委員長が「寺岡家文書」と「豊臣秀吉朱印状（建部寿得軒他二名宛）」を今年度の尼崎市指定文化財として答申をまとめることについて委員に諮り、全員が了承。

議事2「その他」

第3回文化財保護審議会日程の確認

委員より旧尼崎警察署・文化財収蔵庫等の耐震診断とその保存や整備・活用の予定について質問があり、事務局から説明

- ・文化財収蔵庫の向かいにある建物は耐震診断の予定がないのか。尼崎市では古い建築の耐震補強工事をして保存・活用をする計画はあるのか。(委員)
- ・旧尼崎警察署・文化財収蔵庫の建物の耐震診断とその活用については、城内地区という市内でも有数の古い建築が残されているエリアでの文化財を活かしたまちづくりとして、古い建物を活かすことが構想されている。しかし、どのような補強が必要かその経費もわからないので、計画を考える前提として両建物の耐震診断を来年度実施する予定である。翌々年度以降、具体的な計画を立て、3年後には文化財収蔵庫の建物を城内の歴史地区の中心的な施設となる(仮称)歴史文化センターとして整備する計画を考えている。(事務局)
- ・歴史文化センターには文化財収蔵庫が入るのか。(委員)
- ・文化財収蔵庫と地域研究史料館という文書館、かつて計画していた歴史博物館の構想も含むセンターを考えている。(事務局)
- ・展示業者に発注するような本格的な展示施設整備を考えているのか。(委員)
- ・経費のこともありすぐには具体的な計画の元に進められる状況ではない。(事務局)
- ・耐震診断の結果では、保存活用を断念することもありうるのか。耐震診断の結果、古い建築が取り壊されるケースもある。(委員)
- ・補強工事等整備の費用も大きな問題であり、保存活用の費用を市でまかなえないということもありえないことではない。が、文化財収蔵庫の建物は地区のまちづくりの中心施設としての活用を考えているのであり、基本的には活用したいと考えている。(事務局)
- ・旧尼崎警察署は活用計画、現在の使用状況について。(委員)
- ・市民利用施設にと考えられているが、具体的な使用法は白紙である。現在は使用されておらず、イベント開催の期間のみの使用。映画やテレビの撮影にも使用されている。(事務局)
- ・この地区に古い建物が残っているということは空襲がなかったのか。(委員)
- ・地区の周辺は空襲を受けており、たまたまここは免れた。近くの日開明小学校の塀には機銃掃射の跡も残り、保存して解説プレートが付けられている。(事務局)

以上